

中 小 企 業 者 向 け 融 資 案 内

期間：令和5年4月3日～令和6年3月29日

弘 前 市

商 工 部 商 工 労 政 課

弘前市大字上白銀町1番地1

電話 35-1135

弘前市融資制度一覧

◎融資実施期間 令和5年4月3日～令和6年3月29日

制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途	融資限度額	利率及び利子	保証料率及び保証料	期 間	担 保	保 証 人	申 込 先
小口資金 特別保証融資	弘前市に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、かつ中小企業信用保険法対象業種を行う者であること。 ※同一年度内に小口資金特別保証融資制度と小口零細企業特別保証融資制度の併用はできません	運転資金 設備資金	1,700万円	年率1.9%以内	9段階の保証料率 (市が全額補助)	7年以内 (運転は含6か月以内、設備は含1年以内の据置)	必要に応じて 徴求	原則として法人の 代表者以外は不要	取扱金融機関* 信用保証協会
小口零細企業 特別保証融資	① 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業の場合は5人)以下の会社及び個人であって特定事業(農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種)を行うもの ② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに定める数(宿泊業又は娯楽業の場合は20人)以下であってその政令に定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの ③ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行うもの ④ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの ⑤ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの ⑥ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの	運転資金 設備資金	1,250万円	年率1.9%以内	9段階の保証料率 (市が全額補助)	7年以内 (運転は含6か月以内、設備は含1年以内の据置)	原則として 無担保	原則として法人の 代表者以外は不要	取扱金融機関* 信用保証協会
事業活性化資金 特別保証融資	弘前市に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、かつ中小企業信用保険法対象業種を行う者であること。	運転資金 設備資金	2,000万円	年率2.1%以内	9段階の保証料率 (市が全額補助)	10年以内 (運転は含6か月以内、設備は含1年以内の据置)	必要に応じて 徴求	原則として法人の 代表者以外は不要	取扱金融機関* 信用保証協会
商業近代化資金	弘前市で卸・小売業及びサービス業等を営み、又は営もうとする中小企業者及び商店街振興組合等	店舗の新築及び増改築 (これに伴う土地購入費及び運転資金を含む)、情報機器等の導入、ショッピングセンター等への出店に要する資金、ショッピングセンター等の運営に要する資金等	1企業 3,000万円 1商店街振興組合等 7,000万円 ※融資対象となる事業が地域の商業力の強化や魅力ある商店街の形成に極めて有効であるとして市長が認めたもの(以下「有効事業」)は1億円	長期プライムレートから1.5%優遇した利率以内 (上記により算出した利率が0.9%を下回る場合は0.9%とする) ※融資条件の特例に該当する場合は、0.9%とし、市が全額負担 ⇒ 表外参照	原則不要	10年以内(含1年以内の据置) ※有効事業は15年以内(含2年以内の据置)	必要に応じて 徴求	金融機関所定	青森銀行 みちのく銀行 東奥信用金庫
工場・IT整備資金	次のいずれかに該当するもの ① 製造業を営む者 ② 市の重点産業分野(食産業、精密産業、アパレル産業、健康医療関連産業、IT関連産業)に属する事業を営む者	工場等の新設、増設(機械設備購入を含む) 若しくは取得、又は環境対策のための施設若しくは設備の設置に要する資金	5,000万円 (ただし、中小企業設備近代化資金を併用する場合は、整備に必要な金額から除く)	長期プライムレートから1.5%優遇した利率以内 (ただし、上記により算出した利率が0.9%を下回る場合は0.9%とする)	原則不要	15年以内 (含2年以内の据置)	必要に応じて 徴求	金融機関所定	青森銀行 みちのく銀行 東奥信用金庫 青い森信用金庫
協同組合・地場産業等 振興資金	中小企業組合及び組合員	運転資金 設備資金	商工中金 所定の金額	商工中金 所定利率	不要	運転10年以内 設備15年以内	必要に応じて 徴求	必要に応じて 徴求	直接貸付: 商工中金青森支店 代理貸付: 青森県信用組合

【取扱金融機関】 青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫、青森県信用組合

◎ 融資条件等については、弘前市商工労政課、各取扱金融機関へお問い合わせください。

◎ 融資実施期間内であっても、市が要綱で別途定める融資総額に達した場合は新規融資の受付を終了する場合があります。

◎ 商業近代化資金融資条件の特例

- ① 卸売業、小売業及びサービス業並びに市長が特に認める事業を営む中小企業者が、高度化資金の貸付けを受けずに弘前広域都市計画地区計画(中心市街地区域内に限る。)の決定に基づく改築を行う場合で、市長が適当と認めたもの
- ② 中心市街地区域の商店街振興組合が、高度化資金の貸付けを受けずに行う商店街の共同施設を設置する場合で、市長が適当と認めたもの
- ③ 中心市街地区域における有効事業として、市長が適当と認めたもの
- ④ ①～③以外で、中心市街地区域において、魅力ある商店街形成に資する事業として弘前商工会議所の推薦を受け、市長が適当と認めたもの

青森県融資制度で市が保証料等を補助するもの

制度名	融資対象	資金使途	融資限度額	期間	利率 ※1	保証料率	取扱金融機関
「選ばれる青森」への挑戦資金	【空き店舗活用チャレンジ融資】 市内の中心商店街の空き店舗において開業する中小小売業者等で、地域商店街等の活性化への取組として市町村の認定を受けたもの	運転資金 設備資金	1億円	運転10年以内 (2年以内の据置)	年 1.1% 当初5年間分を市が全額補助	9段階の保証料率 融資額3千万円以内のものについては、市が50%分を補助	裏面記載の取扱金融機関に同じ
	【創業チャレンジ融資】 市内で中小企業者として、新たに事業を開始しようとする方、又は事業を開始して5年に満たない中小企業者		1億円	設備15年以内 (3年以内の据置)	年 1.1% 当初1年間分を市が全額補助	9段階の保証料率 融資額1千万円以内のものについては、市が70%を補助（残り30%を県が補助）	
経営安定化サポート資金	【経営安定枠】 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している方等	運転資金	4千万円	10年以内 (2年以内の据置)	取り扱い金融機関 所定利率から年 0.8%引き下げ た利率（但し、下 限を年1.6%と する。）	9段階の保証料率 期間7年以内かつ融資額2千万円以内のものについては、市が全額を補助	
	【災害枠】 県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じている方（事業開始後1年未満の方を含む） ※「新型コロナウイルス感染症」を指定（令和5年4月3日から令和6年3月29日まで）	運転資金 設備資金	3千万円		融資期間3年以内 は年0.9% 融資期間3年超の 場合は年1.1%	9段階の保証料率 期間7年以内かつ融資額2千万円以内のものについては、市が70%を補助（残り30%を県が補助）	

※1 優遇利率あり（詳細は県融資制度要綱を確認ください。）

◎融資条件、その他県融資制度については、青森県商工政策課商工金融グループ、金融機関等へお問い合わせください。

◆小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

市では、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の融資を受けた方を対象に、当初1年間分の利子を全額負担します。

（利子の補助対象融資額は1,000万円まで）

なお、融資の申込については、弘前商工会議所又は岩木山商工会からの推薦を受けた後、日本政策金融公庫での手続きが必要となります。

○制度の特徴 ①担保不要 ②保証人不要 ③低金利

○融資対象 ・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）

・日本政策金融公庫の融資対象業種であること

・弘前商工会議所又は岩木山商工会の指導を6か月以上受けていること

・弘前市内で1年以上事業を営み、税金を全て完納していること

○融資限度額 2,000万円（限度額の範囲内で重複しての利用や、借換利用も可）

○返済期間 運転資金…7年以内（据置期間：1年以内）、設備資金…10年以内（据置期間：2年以内）

○融資利率 年1.08%（令和5年4月3日現在）※日本政策金融公庫（国民生活事業）金利情報で確認してください。

○利子補助について

・商工会議所又は商工会を通して補助を受けることができます。